

○五月十二日（火）（第七号）

出欠席議員

出席説明員

議事日程。

開議

日程第一

日程第二

追加日程に

追加日程第一

追加日程第二

追加日程第三

日程第三

日程第四

各種行政委員会委員等の異動報告。九二

諸報告

三常任委員会正副委員長あいさつ。。。。。。。九七

議会議事録
議院運営委員会正副委員長あいさつ。一〇〇

横田基地対策特別委員会正副委員長あいさつ。一〇一

閉議。閉会。

○五月十二日（火）（第七号）

出席欠席議員……………

出席説明員……………

議事日程……………

開議……………

日程第一……………

日程第二……………

追加日程について……………

閉議……………

追討田舎敷被服費限委員会五編委員の補欠選挙……………

追討会館管委員会五編委員の補欠選挙……………

日産常任委員会五編委員の補欠選挙……………

各常任委員会委員等の異動報告……………

第二回福生市議会 臨時 会会議録（第六号）

昭和五十六年五月十一日福生市議会議場に第二回福生市議会臨時会が招集された。
一 出席議員は次のとおりである。

一番	石川慶一郎	君	二番	仲村清信	君
三番	加藤謹之助	君	四番	高水惣八	君
五番	東浦春浪	君	六番	村尾栄次	君
七番	森田治男	君	八番	山崎繁三郎	君
九番	小野沢久	君	十番	遠藤洋一	君
十一番	原敏子	君	十二番	松山清	君
十三番	小林菊三	君	十四番	村野武男	君
十五番	鈴木藤次郎	君	十六番	貫井喜代次	君
十七番	田村市郎	君	十八番	東田正治	君

議長の時職
許可について
議長の時職
許可について
第二席
第一目
報一
報二
発言訂正
報三
議三六
議三六
議三八

十九番 宮沢良一君 二十番 指田保雄君

二十一番 末次性男君 二十二番 君

二十三番 関林米吉君 二十四番 塩野鉄之助君

一 欠席議員は次のとおりである。

三番 二十二番 小堺仁七君

二 欠員は次のとおりである。

四月二十六日 第二回 市議会議員選挙 第二回 市議会議員選挙 第二回 市議会議員選挙

一 議事事務局職員は次のとおりである。

議事事務局 局長 木林田 進君 議事 局長 市川昭利君 主事 島田幸治君

二 要説明員は次のとおりである。

市長 田村巨雄君 助役 古谷徳男君
収入役 高水求君 教育長 森田猛君
企画財政部長 生子国利君 総務部長 浅見裕康君
市民部長 井上久男君 福祉部長 君
建設部長 内田和雄君 教育次長 八木房雄君
監査委員事務局長 森田武君 選挙管理委員会事務局長 篠崎寛君

日野第一 会務報告委員の報告

一 本日の議事日程は次のとおりである。

四月二十六日 第二回 市議会議員選挙 第二回 市議会議員選挙 第二回 市議会議員選挙

五月十一日 (月) 平成十

昭和五十六年第二回福生市議会臨時會議事日程

開議日時 五月十一日（月）午前十時

日程第一 會議録署名議員の指名

日程第二 会期の決定

日程第三 報告第一号

専決処分の承認を求めることについて（福生市税賦課徴収条例の一部を改正する条例）

日程第四 報告第二号

専決処分の承認を求めることについて（昭和五十五年度福生市一般会計補正予算（第九号））

日程第五 報告第三号

専決処分の承認を求めることについて（昭和五十五年度福生市下水道事業会計補正予算（第八号））

日程第六 議案第三十六号

福生市税賦課徴収条例の一部を改正する条例

日程第七 議案第三十七号

福生市都市計画税条例の一部を改正する条例
庁舎暖冷房設備工事請負契約

日程第八 議案第三十八号

常任委員会委員の選任

日程第九

日程第十

東京都市収益事業組合議会議員の選挙

日程第十一

福生市議会運営委員会要綱の一部を改正する動議

追加日程第三

副議長の辞職許可について

追加日程第四

副議長の選挙

追加日程第二

議員の選挙

追加日程第一

議員の辞職許可について

昭和五十六年第二回福生市議会臨時会議事日程

五月十一日（月）午前十時

（追加その一）

日程第一

議長の辞職許可について

追加日程第一

議長の選挙

追加日程第二

議長の選挙

日程第四

議案第三十六号

福生市税賦課徴収条例の一部を改正する条例

日程第五

議案第三十七号

福生市都市計画税条例の一部を改正する条例

日程第六

議案第三十八号

福生市下水道事業会計補正予算（第八号）

日程第七

議案第三十九号

福生市税賦課徴収条例の一部を改正する条例

日程第八

議案第四十号

福生市都市計画税条例の一部を改正する条例

昭和五十六年第二回福生市議会臨時会議事日程

（追加その二）

追加日程第三

副議長の辞職許可について

追加日程第四

副議長の選挙

四番 高水惣八君
五番 東浦春浪君

（追加その三）

議長（小林菊三君）この際報告事項がありますので、事務局長をして

昭和五十六年 第二回 福生市議会臨時会 議事日程

(追加の三)

追加日程第五
会期の延長

午前十時二分 開會、開議

○議長（小林菊三君）　ただいまから昭和五十六年第二回福生市議会臨時会を開会いたします。

これより本日の会議を開きます。

これより日程に入ります。

○議長（小林菊三君）日程第一会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員の指名は、会議規則第百三十二条の規定により、議

四番高水惣八君

五番東浦春浪君

六番村尾采次君

以上三名を指名いたします。

○議長（小林菊三君）この際、報告事項がありますので、事務局長をして

諸般の報告をいたさせます。

(森田議会事務局長報告)

一、昭和五十六年第二回福生市議会臨時会の招集について(別添参照)

二、議案の送付について(別添参照)

三、市議会議事説明員の委任について(別添参照)

四、議案説明員の出席要求について(別添参照)

五、昭和五十六年二月分例月出納検査の結果について(別添参照)

六、昭和五十六年度第四回定期監査の結果について(別添参照)

○議長(小林菊三君) 以上で報告は終わりました。

○議長(小林菊三君) 日程第二会期の決定を議題といたします。

今次臨時会の会期については、議会運営委員会において検討されておりますので、委員長から報告を願います。

(議会運営委員長貫井喜代次君登壇)

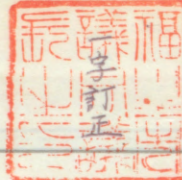
○議会運営委員長(貫井喜代次君) 御指名により、去る六日の午前九時か

ら開催いたしました議会運営委員会の結果について御報告申し上げます。
今次臨時会は、市長から提案される議案六件と、議会側としての案件が三件でございます。

日程につきましては、市長提出議案を先にお願いますこととし、順序についてはずでに御配付してありますとおりお願いすることとし、日程第六と第七については関連がございますので一括上程を願うことといたしました。
次に議案の取り扱いでございますが、議会の人事案件を除く議案については、すでに三月定例会中における全員協議会において説明されております議案、あるいは急^施を要する議案でありますので即決を願うことといたしました。

また、会期につきましては、他に議会の常任委員の改選等ありますが、過去の実績等を勘案し、本日より一日限りで決定いたしました。

なお、全員協議会については、理事者側からの申し出もあり、議会としての予定もありますので、日程第八庁舎暖冷房工事請負契約の次に、議会総会と合わせて行うことを委員会は了承しております。



ので、あらかじめお含みおきを願います。

以上でございますが、本日の議事が円滑に運ばれますよう議員各位の御協力をお願い申し上げ、報告いたします。

○議長（小林菊三君）以上で委員長長の報告は終わりました。

お諮りいたします。

会期につきましては、ただいま委員長から報告されたとおり五月十一日の一日限りで決定したいと思いますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小林菊三君）御異議なしと認めます。よって会期は一日限りで決定いたしました。

○議長（小林菊三君）日程第三報告第一号専決処分の承認を求めることについて（福生市税賦課徴収条例の一部を改正する条例）を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

（企画財政部長生子国利君登壇）

○企画財政部長（生子国利君）御指名をいただきましたので、報告事項につきまして御説明申し上げます。

報告第一号専決処分の承認を求めることにつきまして、提案理由並びにその内容につきまして御説明申し上げます。

本案は地方自治法第百七十九条第一項の規定によりまして、議会を招集するいとまがないと認めまして、福生市税賦課徴収条例の一部改正を専決いたしましたので、同条第三項の規定に基づき報告をし、その承認を求めようとするものであります。

それでは内容につきまして御説明申し上げます。

まず第三十一条第二項中、かかる額を定める額と、用語の整理をいたし、同項の表の第一号中、資本の金額または出資金額が五十億円を超える法人、これを資本等の金額——いわゆる資本の金額または出資金額と法人税法に規定する資本積立金の合計額が五十億円を超える法人に改め、以下第二号、第四号についても同様資本等の金額に改めようと

するもので、これは近年株式の時価発行が一般化し、資本金と同様な性格の資本積立金が著しく増加しておりますので、今回地方税法が改められ、四月一日から適用されたため、このように改めようとするものでございまして、当市としては大体二十万円程度の増ということでございます。

第七十二条第二項ただし書きを削りますのは、従来軽自動車税は所有期間によりまして月割課税制度がとられておりましたが、取得、廃車、移転等の事務量に比しまして収入額が余り見込まれず、また、納税者の利便等も考慮して、簡素化と合理化をするため五十六年度分からこの制度が廃止されましたので削るものでございます。それに伴いまして月割課税はなくなりまして一括徴収ということに相成ります。

次に第七十三条の賦課徴収等の特例並びに第七十三条の二のただし書き、徴収の方法あるいは第七十四条の証紙徴収の手続等を削除して条文の整理をしております。

それから第七十五条第一項、第二項につきましては、申告または報告、それから第七十六条第一項不申告関係、第七十九号第一項の標識交付

につきましては、すべて条文につきましてはこの月割課税制度が廃止されたために条文整理を行うものでございます。

次に第百十二条第四項につきましては、特別土地保有税の納税義務者のうち土地区画整理事業によって仮換地先等の指定を受け、その土地の使用収益ができることになった場合、従来はその従前の土地を新たに取得した者は、仮換地先の取得者とみなして課税するという規定のみあったのでございまして、従前の土地の所有者が、その仮換地先を指定された場合、その従前の土地を対象に課税をされたため、均衡を期するため今回所有者も仮換地先等を対象として改めたものでございます。当市としては、これらの地方税法の改正に伴う該当者はございません。しかし条文は改正していくということでございます。

続きまして、附則等八条の次に新たに第八条の二を加える。これは個人の市民税の所得割りの非課税の範囲等を設けて、本年度の税制改正は、現今の厳しい地方財政の状況をばらみまして、基礎控除等の所得控除の引き上げが行なわれず、生保基準の引き上げに伴う低所得者層への調

整措置として、五十六年度限りの措置として所得金額が二十七万円に、本人控除対象配偶者及び扶養親族の合計人数を乗じて得た金額以下の者につきましては、個人住民税の所得割の非課税措置をとるために設けられたものでございます。

同条第二項については、非課税基準の金額を若干上回る所得を有する者の税を引いた後の残りの所得金額が非課税金額を下回る場合においてはこの税を調整するということでございます。調整の方法は、所得金額の合計から市郡民税を控除した後の金額が非課税基準の金額を下回るときは、当該差額を算出税額から控除したという規定でございます。この関係につきましては、当市においても一件程度しかございませんで、四百八十円程度の減収というふうになっています。

附則第十八条の三第一項の改正は、みなし法人課税を選択した場合、第八条の二の調整措置を行うものであり、附則第十八条の四第三項に一号を加えるものにつきましては、土地譲渡等に係る事業所得についても、同様の調整措置を、附則第十九条第一項についてもかけける金額を定める額

と条文整理をいたすとともに、第三項に第一号を加え、長期譲渡所得につきましても同様の調整措置をとるために設けられたものでございます。

次に附則第二十一条の二につきましては、省エネの措置として電気自動車への減免措置の二年間の延長でございます。

それから附則といたしまして、第一条においては条例を四月一日から施行し、経過措置として第二条で個人の市民税に対しては五十六年度から適用し、第二項につきましては、第三十一条第二項の法人の均等割りの税率に適用する資本等の金額の四月一日からの適用でございます。四月一日以前の事業年度分につきましては、従前の例によるものでありまして、第三項として施行日以後に終了する事業年度に係る法人の申告を提出する場合、提出期限が四月一日以前である場合においても従前の例によるというものでございます。

附則第三条の軽自動車の改正規定につきましては、五十六年度分から適用し、五十五年度分までにつきましては従前の例による。

第四条につきましては、特別土地保有税の換地等による所有者の課税